

佐賀県農林水産業協同組合検査規程（平成16年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>(検査命令書の呈示及び身分証明書の携帯)</p> <p>第9条 検査員は、検査を行うときは、組合等の理事その他の責任者に対し当該検査に係る検査命令書(様式)を呈示するとともに、<u>県職員身分証明書を携帯しなければならない。</u></p> <p>様式(第9条関係) 略</p>	<p>(検査命令書の提示及び身分証明書の携帯)</p> <p>第9条 検査員は、検査を行うときは、組合等の理事その他の責任者に対し当該検査に係る検査命令書(様式第1号)を提示するとともに、<u>その身分を示す証明書(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p>様式第1号(第9条関係) 略</p> <p>様式第2号(第9条関係) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: right;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 20%; height: 40px;">写真</td> <td style="text-align: center;">身分証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">職名 氏名 生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p><u>上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条及び森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する。</u></p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 印</p> </td> </tr> </table> </div>		第 号	写真	身分証明書		職名 氏名 生年月日	<p><u>上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条及び森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する。</u></p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 印</p>	
	第 号								
写真	身分証明書								
	職名 氏名 生年月日								
<p><u>上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条及び森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する。</u></p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 印</p>									

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査の際にこの証明書を必ず携帯しなければならない。 2 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。 4 検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返納しなければならない。 5 公印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。 </div> <p>備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。